

支給認定申請に必要な書類・記入例

全員が提出する書類と該当者のみが提出する書類がありますので、よくご確認ください。
申請書の様式は各保健所で配布しているほか、県ホームページからダウンロードできます。

必ず提出が必要な書類・・・①～⑤

※①、②は県ホームページからダウンロードできます。

① 県単独指定難病の医療給付に係る支給認定申請書

- ※申請書の下「特例事項」欄のうち、「人工呼吸器、体外式補助人工心臓を常時装着」に該当する場合は、【該当する方のみ提出する書類】が必要になります。
- ※県単独指定難病に起因して人工呼吸器等を装着している場合に限られますので、ご注意ください。

② 医師が作成した臨床調査個人票（診断書）

- ※臨床調査個人票の内容が認定基準に合致しない場合や、記載不備等がある場合は、医療給付の認定をすることができません。そのため、作成を依頼する際は、認定基準等について医師にご確認ください。
- ※臨床調査個人票作成に係る文書料は医療給付の対象となりません。

③ 世帯全員の記載がある住民票（申請日から1年以内に発行されたもの）

- ※個人番号（マイナンバー）を用いた情報照会により添付を省略することができる場合があります。詳細は3頁をご確認ください。

④ 加入している健康保険が確認できる書類のコピー等

- ※患者以外の方のコピー等が必要な場合がございます。詳細は4頁をご確認ください。
- ※申請日時点で有効なものに限ります（健康保険証やマイナンバーカードそのものを確認できる書類とすることはできません）。
- ※個人番号（マイナンバー）を用いた情報照会により添付を省略することができます。詳細は3頁をご確認ください。

⑤ 市町村・県民税課税（非課税）証明書（原本）

- ・（市町村民税非課税の場合）患者の障害基礎年金その他年金、給付金等の振込通知書等のコピー
- ※必要な課税証明書は、患者本人のみとは限りませんので、必ず4頁をご確認ください。
- ※証明書の名称は自治体によって異なる場合があります。2頁を参照して必要な項目が記載されている証明書を取得してください。
- ※個人番号（マイナンバー）を用いた情報照会により添付を省略することができます。詳細は3頁をご確認ください。

該当者のみ提出が必要な書類・・・⑥～⑨

※⑥～⑨は、県ホームページからダウンロードできます。

⑥ （県単独指定難病用）人工呼吸器等装着者に係る証明書

- ・人工呼吸器等装着者として申請する場合は医師に記載を依頼してください。

⑦ 収入状況申告書（市町村民税非課税の場合必須）

⑧ マイナンバーによる添付書類の省略に関する調書（県単）

- ※③、④、⑤を省略する場合は併せてご提出ください。

⑨ 個人番号記載票

- ※③、④、⑤を省略する場合は併せてご提出ください。
- ※個人番号記載票は、必ず申請者（患者又は保護者）分の本人確認書類（番号確認＋身元確認）と併せてご提出ください。個人番号記載票に記入が必要な方は患者本人のみとは限りません。

証明書類の注意事項

証明書類は支給認定申請を行う時期によって必要年度、必要年が異なります。

証明書類の種類	申請する時期
市町村・県民税課税（非課税）証明書※	4月1日から6月30日まで…前年度分の証明書 7月1日から3月31日まで…申請する年度分の証明書
公的年金等源泉徴収票 遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー	1月1日から6月30日まで…前々年分のもの 7月1日から12月31日まで…前年分のもの

* 市町村・県民税課税（非課税）証明書

- ・ 「収入・所得金額、各種控除額、市町村・県民税額（所得割、均等割）等の全てが明記されている証明書」を取得してください。
- ※ ご本人が非課税の場合、本人収入を確認する場合があるため、必ず数字入りのものをお取りいただきますようお願いいたします。（文言のみのものは不可）
- ・ 市町村窓口では発行手数料がかかります。（申請者の負担になります。）
- ・ 市町村によって証明書の交付開始時期が異なります。証明書を取得される際には、事前にお住まいの市町村にご確認ください。
- ・ 市町村の証明書には複数の種類があります。必要な書類がどれかわかりづらい場合はこのページ及び1頁、4頁を市町村窓口に提示してください。
- ※ 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、コンビニ等でも証明書の取得が可能です。

* 加入している健康保険が確認できる書類のコピー等

- 保険者名、記号番号、患者名、資格取得年月日、被保険者名（被用者保険の場合のみ）が確認できる次のいずれかをご提出ください。
 1. 「資格確認書」の写し
 2. 「資格情報のお知らせ」の写し（被用者保険の場合、被保険者本人・家族の別が確認できないため不可）
 3. マイナポータル上の資格情報画面をプリントアウトしたもの
- ※ マイナポータルの資格情報画面を申請時に窓口で見せることで、上記1～3の代わりにできます。
- ※ 加入している健康保険が確認できる書類の提出が必要な方（4頁参照）全員分を提出する必要があります。

* マイナンバーを用いた情報照会により、添付を省略できる書類について

患者が加入する健康保険の種類により、下表のとおり添付書類を省略できます。希望される場合には「マイナンバーによる書類省略に関する調書（県単）」に記入した上で、その他申請書類と併せてご提出ください。

	患者が加入している健康保険	添付を省略できる書類
ア	国民健康保険（市町村国保）	① 加入している健康保険が確認できる書類のコピー ② 市町村・県民税課税（非課税）証明書
	後期高齢者医療広域連合	
	国民健康保険組合	
イ	被用者保険（ <u>全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等</u> ）	① 住民票 ② 加入している健康保険が確認できる書類のコピー ③ 市町村・県民税課税（非課税）証明書

※ 加入している健康保険が「ア 国民健康保険（市町村国保）、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険組合」の方は、マイナンバーを提出した場合でも住民票の提出をお願いします。

※ マイナンバー照会を希望される場合でも、状況によっては情報が取得できないことがあるため、後日、書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。（例：保険者に個人番号を提供していない場合、住民税の申告義務があるものの申告をしていない場合 等）

※ 市町村・県民税課税（非課税）証明書を省略する場合であっても、支給認定基準世帯員全員が市町村民税非課税に該当する方は収入状況申告書を提出していただく必要があります。詳細については4頁をご確認ください。

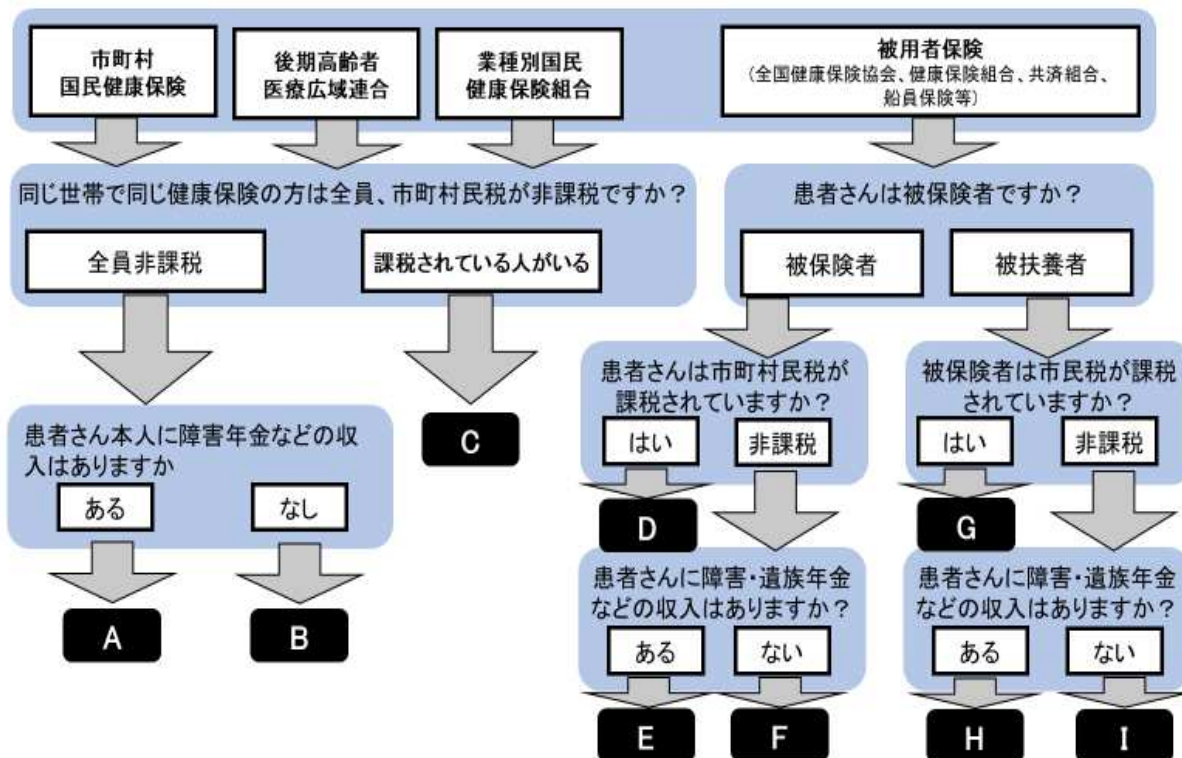
※ 認定後、保険変更等を行った場合、追加で書類を求めることがあります。



マイナンバーの情報連携により書類の添付を省略した場合、必要書類を添付して申請する場合より受給者証の交付までに時間がかかりますのでご了承ください。

患者さんはどの健康保険に加入していますか？

1 頁④と⑤について、患者さんがご加入の健康保険により提出していただく書類が異なります。



健康保険確認書類		課税（非課税）証明書及び年金等の収入がわかる証明書類（※1）	
A	同じ世帯の方 全員分	・ 同じ健康保険の方全員分の課税（非課税）証明書 ・ 患者さんの年金等の収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書（※2）	A
B		・ 同じ健康保険の方全員分の課税（非課税）証明書 ・ 患者さんの収入状況申告書（※2）	B
C		・ 同じ健康保険の方全員分の課税（非課税）証明書	C
D	患者さん分 （被保険者）	・ 患者さんの課税（非課税）証明書	D
E		・ 患者さんの課税（非課税）証明書（※2） ・ 患者さんの年金等の収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書	E
F		・ 患者さんの課税（非課税）証明書 ・ 患者さんの収入状況申告書（※2）	F
G(※3)	患者さん分 （被扶養者）	・ 被保険者の課税（非課税）証明書	G
H(※3)		・ 被保険者及び患者さん（被扶養者）の課税（非課税）証明書（※2） ・ 患者さん（被扶養者）の年金等の収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書	H
I(※3)		・ 被保険者及び患者さん（被扶養者）の課税（非課税）証明書 ・ 患者さん（被扶養者）の収入状況申告書（※2）	I

※1 課税証明書は、義務教育終了前の子で証明書記載の扶養人数に含まれている場合は省略可。

※2 収入状況申告書の提出が無い場合は、階層は低Ⅱ（5,000円）になります。

※3 G～Iの場合で、患者さんの健康保険書類をマイナンバーで省略をする場合でも、被保険者の保険情報は必要です。被保険者の健康保険書類を追加でご提出されるか、被保険者分のマイナンバー省略の希望をお申し出ください。